

日立教育訓練用原子炉に係る保安規定変更認可申請
— 認可申請書および補正申請書指摘事項への回答 —

2020年4月22日
日立製作所 王禅寺センタ

No.	ご指摘事項 (No.1～8 のページ番号は審査会合資料、 No.9～13 のページ番号は保安規定完本を示す)	回答
1	P4「専ら HTR 施設の廃止措置期間中に供する施設」とは、第 4 及び第 5 倉庫との理解でよいのか？また、申請書（廃止措置計画又は保安規定）においては、定義がなされているのか？	第 4 及び第 5 倉庫は「専ら HTR 施設の廃止措置期間中に供する施設」の一部です。「専ら HTR 施設の廃止措置期間中に供する施設」の定義は、廃止措置計画添 5 表 1 に定義しています。
2	P5 原子炉室床下の排水配管、燃料取扱い装置、移動用キャスクは、原子炉室のどの位置に設置されているのか説明すること。また、各々どのような形態のものか説明すること。	排水配管：位置は審査会合資料 1-2 p34 参照ください。床下に埋設されています。 燃料取扱い装置：位置は廃止措置計画添 5 表 1 の F であり、移動用キャスクと共に仮置きしています。長さ約 5m の竿状の金属で、手持ち可能なものです。 移動用キャスク：審査会合資料 1-2 p36 参照ください。
3	P7 の表面密度の検出限界値未満とは、定量的に説明 (4Bq/cm2?) すること。	検出限界値は、線量限度告示第 1 条の十分の一以下としています。α線を放出しない放射性物質では 0.4Bq/cm2 です。なお、表 7 の当該部分の表現は令和 2 年 2 月 28 日付保安規定補正申請書では「α線を放出しない放射性物質で 4 Bq/cm2 未満」としております。
4	P8 ですが、この記載では第 4 倉庫の廃棄物も遮蔽の対象となるように読めますが、実際に第 4 倉庫の廃棄物も遮蔽の対象か説明すること。	第 2 段階までに発生した放射性固体廃棄物のうち第 4 倉庫に保管する廃棄物には、新たに遮蔽を施す計画はありません。

5	P10 の放射性廃棄物の保管状況ですが、廃棄物容器の腐食の確認だけで、容器の中の確認が不要な理由について説明すること。	第1段階で発生した容器は二重化する際にビニール養生を行い、第2段階以降で発生した（する）廃棄物はビニール袋に封入したうえで容器に封入することで漏洩対策を講じます。また、収納する放射性廃棄物は固体であり、かつ、化学薬品も入っていないと想定しているため、著しい腐食はないと判断しており、容器内の確認は不要としています。
6	P10「原子炉室において、床・内壁・天井に破損のないこと、浸水のないこと」を削除してもよい理由について説明すること。	放射性廃棄物を収納した容器を原子炉室から搬出した後、原子炉本体を除く原子炉室は管理区域を解除します。このため、定常的に行う巡視において浸水等が無いことを確認することは除外します。ただし浸水があった場合には、水をふき取り処置することを保安規定に定めることとします。
7	P11 原子炉室及び旧補機室を削除してもよい理由について説明すること。	原子炉室：放射性廃棄物を収納した容器を原子炉室から搬出した後、原子炉本体を除く原子炉室は管理区域を解除するため、施設定期自主検査から削除します。 旧補機室：非管理区域を継続するため、施設定期自主検査から削除します。
8	P16「当該区域において汚染の発生する作業を行わない場合」とあるが、汚染の発生する作業は今後あるのか否か、またある場合は、どのような作業でどのように行うのか説明すること（どこかに廃棄物を移動して対処するのか？）	現時点で「当該区域において汚染の発生する作業」を行う具体的な計画はありません。将来、埋設処分のためのデータ取得を行うために容器を開封する可能性は有りますが、具体化した時点で保安規定変更の要否含めご相談したいと考えます。

9	混在の防止措置については、具体的にどのように実施するのか説明すること。	クリアランス対象物は、L3、L2 想定 of 廃棄物とは同一容器に封入せず、容器の保管は、保管場所をロープなどで区画する計画です。
10	P7/37 巡視により人の居住がないことを確認するとしておりますが、具体的にどのように実施するのか説明すること。 (敷地が広大なので、すべての箇所を巡視するのは困難ではとの疑問です。)	巡視により人の居住がないことを確認することは可能です。敷地内には巡回路があり、警備員が徒歩により目視確認します。
11	P15/37 第 33 条第 2 項にある「放射性廃棄物の安全保管(原子炉室) について、第 4 第 5 倉庫を含めない理由を説明すること。	第 4 第 5 倉庫が含まれるよう補正します。 見直し案:「王禅寺センタ長は、前項の異常のうち、放射性廃棄物の安全保管(原子炉室) <削除>に係る異常について、品質保証責任者、本部の長及び事業所の長に報告し、品質保証責任者の保安のための指示に係る処置を講じなければならない。」
12	P15/37 第 35 条の「修理・改造等」については、昨年 of 12・25 の委員会 で 説明 (https://www.nsr.go.jp/data/000295980.pdf) している P3 の (3) は入れなくてもよいですか? (今後の廃止措置を行う上で、入れておいた方が作業はしやすいと思います。)	今回の申請の項目は倉庫の設置に関する内容としています。ご指摘の内容については、新検査制度に係る変更の際に盛り込むこととします。

13	<p>P33/37 表 7 の (3) 所有権境界内の状況の判断基準において、「フェンスに破損のないこと」 を入れない理由を説明ください。</p>	<p>表 7 の (3) 所有権境界内の状況の判断基準において、「フェンスに破損のないこと」 を追加するよう見直します。</p> <p>見直し前 (当該箇所)</p> <table border="1" data-bbox="1122 459 1995 579"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>判断基準</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 所有権境界内の状況</td> <td>人の居住がないこと。</td> <td>1 回 / 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>見直し後 (当該箇所)</p> <table border="1" data-bbox="1122 676 1995 820"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>判断基準</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(3) 所有権境界内の状況</td> <td>所有権境界フェンスに破損のないこと。 人の居住がないこと。</td> <td>1 回 / 月</td> </tr> </tbody> </table>	確認項目	判断基準	頻 度	(3) 所有権境界内の状況	人の居住がないこと。	1 回 / 月	確認項目	判断基準	頻 度	(3) 所有権境界内の状況	所有権境界フェンスに破損のないこと。 人の居住がないこと。	1 回 / 月
確認項目	判断基準	頻 度												
(3) 所有権境界内の状況	人の居住がないこと。	1 回 / 月												
確認項目	判断基準	頻 度												
(3) 所有権境界内の状況	所有権境界フェンスに破損のないこと。 人の居住がないこと。	1 回 / 月												